

令和7年度埼玉県公園緑地協会ホームページ広報事業業務委託 仕様書

1 業務名

令和7年度埼玉県公園緑地協会ホームページ広報事業業務

2 目的

公益財団法人埼玉県公園緑地協会（以下「協会」という。）は、埼玉県内の公園その他の公共施設（以下「公園等」という。）の指定管理者として15施設の管理運営を行っている。

協会ホームページに管理運営する公園等の旬な情報を掲載することにより、協会が管理運営する公園を魅力的に紹介し、県営公園への誘客及び公園の利用促進を図ることを目的とする。

3 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
（令和8年4月発行分まで）

4 業務内容

（1）概要

協会ホームページ上に掲載する広報ツールの制作（企画、取材、記事作成、写真・動画撮影、データ納品等）及び夏季プール（しらこぼと公園、川越公園、加須はなさき公園）のチケット（入場チケット及びリゾートエリアチケット）販売方法を紹介するツールの制作

（2）詳細

ア 作成形式

- ・ 協会ホームページはコンテンツ管理システム（CMS）を使用している。
- ・ ホームページ上で掲載できる形式（ウェブマガジン、デジタルブック、PDF ファイル等）で制作すること。
- ・ 受託者はデータで納品することとし、ホームページへの掲載は当協会が行うものとする。

イ 作成言語

- ・ 日本語、英語、中国語、韓国語（4か国語）

ウ 広報ツールの構成

- ・ 内容は以下の項目を想定しているが、あくまで案とし、デザイン・内容等については協会と協議の上、決定すること。
 - （ア）導入・目次
 - （イ）特集①
 - （ウ）特集②

(エ) 動画(外部リンク) ※1分/回程度

- ・ 夏季プール(しらこぼと公園、川越公園、加須はなさき公園)のチケット(入場チケット及びリゾートエリアチケット)販売方法を紹介するツールは、以下の項目を想定しているが、あくまで案とし、デザイン・内容等については協会と協議の上、決定すること。

(ア) お知らせ

(イ) 料金案内

(ウ) 販売方法

(エ) 注意事項

(オ) チケット販売ページへのリンクを辿る動線

(カ) その他(開催期間中に追加できるお知らせ)

エ 画面構成

- ・ パソコンだけでなく、モバイル端末への対応として、スマートフォン、タブレットなどいずれの端末で閲覧しても見やすい仕様とすること。

オ 発行回数

- ・ 発行スケジュールについては、12回発行を上限とし、提案の上、協会と事前に協議・確認を行うものとする。なお令和8年4月の発行及び夏季プール(しらこぼと公園、川越公園、加須はなさき公園)のチケット(入場チケット及びリゾートエリアチケット)販売方法を紹介するツールの発行は必ず提案に含めること。

カ 掲載内容

- ・ 文字情報と魅力的で映える写真、動画、アニメーション等を使用するなどして、インパクトのある内容とすること。
- ・ 公園の風景・イベント等を魅力的に伝え、公園に行きたくなるようなストーリー性の高い見せ方の工夫に努めること。
- ・ 積極的な取材に基づき、他と差別化が図れる深みのある記事と、インパクトのある画像や動画を収集、制作し、活用すること。
- ・ 各回テーマとなる公園を主軸とし、特集する記事を提案すること。
- ・ 特集は季節や利用者ニーズ、流行を鑑みつつ、より多くの関心を引き寄せ、公園への誘客を促す魅力的な内容を提案すること。

キ その他

- ・ デザイン、内容、校正等については協会と協議の上、決定すること。
- ・ より多くの方にご覧いただきたく、制作した広報誌を当協会ホームページとリンクもしくは動画をリンクするなどし、公開・放映できる提案は必ず含めること。
- ・ 魅力を高める施策として自由提案があれば記載すること。
- ・ ユニバーサルデザインの視点に配慮した色彩表現、フォントを用いて作成すること。
- ・ サーバーの容量が足りない場合や、閲覧が多くなり負荷がかかる場合等も想定して制作を行うこと。

- ・ アクセシビリティにも考慮すること。
- ・ 当初に制作スケジュールを作成し、進捗状況を報告すること。

5 成果品

- ・ 協会が別途指定する日時、場所に電子データを納品すること。
- ・ なお、電子データについては最新版のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行うこと。

6 権利の帰属

- ・ 本業務により作成された成果品及びイラスト、撮影された写真等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は協会に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りでない。受託者が所有する写真・イラスト等を、協会が、成果品以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。
- ・ 第三者が有する著作権及びその他の権利について、受託者は権利処理を行う。
- ・ 受託者は、著作者人格権を行使しないものとする。
- ・ 受託者は、成果物について第三者の権利を侵害する恐れが生じた場合、無償で当該権利の侵害を回避するための措置を講じる。

7 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、協会の承諾を得たときは、この限りではない。

8 その他

- ・ 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- ・ 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、協会の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。
- ・ 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害賠償を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- ・ 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- ・ 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。
- ・ この仕様書は、企画提案を実施するための仕様書であり、企画提案の結果、委託候補者が決定後、別途委託契約に係る仕様書の内容を協議の上、決定する。

- ・ 仕様書に定めのない事項及び仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。